

平成30年度京都市食品衛生監視指導計画（案）に係る  
市民意見募集の結果について

「平成30年度京都市食品衛生監視指導計画」（案）に対する市民意見募集を、下記のとおり実施し、皆様から多数御意見をお寄せいただきました。いただいた御意見に対する京都市の考え方をとりまとめましたので、公表します。

貴重な御意見をお寄せいただいた皆様に御礼申し上げます。

**1 実施期間**

平成30年1月19日(金)から2月23日(金)まで

**2 周知方法**

意見募集用のリーフレットを市役所、各区役所・支所、医療衛生センター、各医療衛生コーナー、衛生環境研究所、図書館などにて配布  
また、ホームページにも掲載

**3 意見提出方法**

郵送、FAX、電子メール、京都市ホームページの意見募集フォームなど。

**4 募集結果**

22名の方と2団体から64件の意見が得られた。

なお、上記22名の方の構成比と全意見の内訳については次のとおり。

(1) 年齢別件数

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
男性	0	0	1	1	0	0	1	3
女性	5	3	3	4	1	3	0	19

(2) 居住地等区分別件数

市内在住	市内通学通勤	その他	合計
17	3	2	22

(3) 項目別（意見数）

項目	意見数
1 計画の特色	7
2 特色を踏まえた各取組	6
3 その他	51
(1) 計画全般	2
(2) 監視指導	12
(3) 収去検査	8
(4) アレルギー対策	2
(5) リスクコミュニケーション	14
(6) HACCP及び京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度	8
(7) その他	5
合 計	64

## 5 主な市民意見と京都市の考え方

### (1) 計画の特色について

意見の要旨	京都市の考え方
<p>全ての事柄が推進されることでリスクが軽減されて良いと感じた。</p>	<p>食の安全安心の確保を図るためには、行政による取組だけでなく、食品事業者の皆様による自主衛生管理の推進や市民の皆様に必要な知識を持っていただき、理解を深めていただくこと等、それぞれが主体的に役割を果たしていくことが重要と考えています。</p>
<p>この4本柱でしっかりと取り組んでいて欲しいです。</p>	<p>本計画に基づく取組を着実に実施し、市民の皆様の食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>行政、事業者、消費者の役割が簡潔にまとめられており、分かりやすいと思います。</p>	
<p>カンピロバクターを主な対象として食中毒予防の対策するのは良いことだと思います。</p>	<p>食の安全を確実に確保し、関係部局と連携を図り、適切に対応してまいります。</p>
<p>食の安全を確保するため、京都の特色を踏まえ、和食や和菓子に注目しているところが面白いなと思いました。</p>	<p>平成29年4月にこれまで各区の保健センターで対応していた食中毒調査など、迅速かつ的確な対応が求められる健康危機管理業務について、より専門性を高めて重点的な対応を図るため、全市で一箇所の拠点に集約した医療衛生センターを開設しました。</p>
<p>民泊の衛生管理とHACCPへの対応が重要だと思います。</p>	<p>拠点化により、各行政区間の連携が強化され、全市で統一した速やかな対応が図れるとともに、行政区域をまたぐ広域的な事象に対し、柔軟な対応が可能となりました。</p>
<p>健康危機事案発生時の対応について、以前との違いを更に詳しく知りたいです。</p>	

### (2) 特色を踏まえた各取組について

意見の要旨	京都市の考え方
<p>年間を通じての取組が分かりやすく、市民が安心できる体制となっていると感じました。</p>	<p>本市では、食の安全安心に関する様々な問題に的確に対応するため、観光都市である本市の地域特性や社会情勢を踏まえ、食品衛生法に基づき、飲食店等に対する監視指導や流通食品の検査等の実施計画として、食品衛生監視指導計画を策定しております。</p>
<p>食中毒の発生要因を踏まえた対策も分かりやすいです。</p>	<p>平成30年度においても、法改正等、国の動向に注視しつつ、本計画に基づく取組を着実に進めてまいります。</p>
<p>食品衛生法の改正の動向も見据えた食品安全行政の施策、体制等の一層の充実強化を要望します。</p>	<p>食の安全安心の確保のためには、飲食店等への監視指導や流通食品の抜取り検査を実施するほか、消費者の皆様に必要な知識を持っていただき、理解を深めていただくため、特に、学生等、次世代を担う若年層への啓発活動が非常に重要であると考えております。</p>
<p>これだけ徹底的に監視指導や検査をしていただければ安心です。</p>	<p>平成30年度におきましても、学生に対する食品衛生講習会の開催などの取組を展開し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>大学生などへの講習会もあり、これらの知識は食に関わる人すべてが知る必要があると思います。</p>	
<p>今は特に食品の安全性について市民は厳しくなっているので、監視が強化され、良いと思います。</p>	
<p>京都らしさも加わっており、市民にとって充実した内容だと思います。</p>	

(3) その他御意見について

ア 計画全般

意見の要旨	京都市の考え方
幅広い年齢の方に理解してもらえよう、アニメや漫画にしてもいいと思います。	本計画の内容を簡潔に示した概要版を作成するとともに、各種啓発リーフレット等には、本市食の安全安心啓発キャラクター「おあがりス」を積極的に活用するなど、本市の取組を分かりやすく伝えるよう努めてまいります。
計画全文の掲載内容は、少々難しく、普及活動がその分難しいと感じました。	

イ 監視指導

意見の要旨	京都市の考え方
修学旅行生が多いことから、宿泊施設に対する取組が十分に盛り込まれていることはとても良いと思います。	一度に多数の方が利用される宿泊施設につきましては、大規模な食中毒の発生が危惧されることから、より一層の衛生管理が必要であることから、重点的な監視指導を実施し、確実な安全対策を図ってまいります。
宿泊施設に対する監視指導が必要だと思います。	
修学旅行生が多く利用する宿泊施設の食中毒対策を徹底してほしいと思います。	本監視指導計画では、施設の食品の取扱状況等を勘案し、生食用食肉やふぐ等、特に衛生的な取扱が求められる施設に対しては、期間を定め重点的に監視指導を実施することとしております。 また、本市では、「京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例」により、施設の内外の清掃保持や従業員の健康管理など、公衆衛生上必要な基準を定めるとともに、施設の衛生管理の中心的な役割を担う「食品衛生責任者」の設置を義務付け、従業員への衛生教育の実施を求めています。 平成30年度につきましても適切な監視指導を通じて同条例の遵守を徹底し、事業者の皆様の自主的な衛生管理の取組の推進を図り、確実な安全対策を図ってまいります。
食肉施設やふぐ取扱施設は健康被害の発生のリスクが高いため、十分に監視指導してほしいです。	
従業員の健康管理や施設の清掃等を指導してほしい。	
従業員全体が衛生管理意識を持つことが大切だと思います。	
露店に対して、十分な衛生指導をお願いしたい。	御指摘の営業形態については、一般の固定店舗に比べ、設備の構造や給排水等で制約を受ける点が多いことから、本市では、取扱食品を制限し、食品の衛生的な取扱について監視指導を実施しています。 なお、これらの店舗の監視により、食品の取扱の不備等を確認した場合には速やかに改善指導を実施しております。
老人ホームについて、高齢者は免疫が低下していること、また、入所者全員が同じ食事をとるため、大規模な食中毒に繋がり易いと思うので、重点的に監視すべきではないか。 同様の理由で、幼稚園や保育園などにも重点的に監視してほしい。	老人ホームや幼稚園等については、関係部局と連携を図り、大規模調理施設の一つとして重点的な監視指導を実施してまいります。 また、他の自治体で老人ホームや幼稚園等で食中毒等が発生した際には、本市の類似する営業施設に対して直ちに立入検査を実施するなど、市内で同様の事案の発生防止を図り、食の安全安心の確保に努めてまいります。

意見の要旨	京都市の考え方
<p>子ども食堂等において、食中毒などの健康被害の発生を防止するため、衛生管理等の指導を頑張ってもらいたいです。</p>	<p>いわゆる子ども食堂においても、食の安全の確保に努めていただく必要があることから、関係部局と連携を図りながら、衛生指導の徹底を図ってまいります。</p>
<p>表示は消費者が商品選択のため唯一の手段であるため、適切な指導をしていただきたい。</p>	<p>食品表示につきましては、国や関係部局と連携を図るとともに、年間を通じて食品表示法に関する監視指導を実施するとともに、国</p>
<p>市内の食品製造業者の者です。表示の新制度への移行期間があと1年となっていることから、表示に関する監視指導を重点的に行ってほしいです。</p>	<p>(消費者庁)が示す方針に基づき、特に食品の衛生的な取扱いが求められる夏期や食品流通量が増加する年末に、重点的な監視指導を実施してまいります。 事業者の皆様からのご相談につきましては、本市医療衛生センターにおいて受け付けており、ご不明な点等がございましたら、相談いただきますようお願いいたします。</p>
<p>野生鳥獣の肉について、食用として安全に利用することができるように、衛生管理上の指導を強めてください。</p>	<p>野生鳥獣肉の処理及び調理施設に対しては、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)」に基づく衛生管理や野生鳥獣肉の生肉又は加熱不十分な状態での提供を控えるよう、指導してまいります。 また、消費者の皆様に対しても、野生鳥獣肉の喫食に際しての注意事項など、啓発を推進してまいります。</p>

#### ウ 収去検査

意見の要旨	京都市の考え方
<p>京の食文化を代表する検体として、和菓子が多いことにとっても興味を持ちました。</p>	<p>和菓子は、京都市民のみならず、京都を訪れる観光客の皆様にも親しまれているものです。また、観光客の皆様がお土産として購入されることで日本国内のみならず、海外にも広く流通することが予想されるため、観光都市である本市の特性を踏まえ重点的に収去検査を実施し、安全確保に努めてまいります。</p>
<p>食中毒の未然防止のため、細菌検査を重点的に行ってほしい。また、〇157の検査を増やすとあるが、〇157以外にも〇26などがあるため、腸管出血性大腸菌として、広く検査すべきではないか？</p>	<p>本市では、市内で製造又は流通する食品等の安全を確保するため、収去検査を実施しております。 腸管出血性大腸菌に関する検査につきましては、御意見のとおり、〇157のみならず〇26等も幅広く検査することとし、引き続き食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>
<p>輸入食品の安全性が気になる。しっかり対策しているのか？</p>	<p>輸入食品については、国が定める「輸入食品監視指導計画」に基づき、検疫所で検査が実施されるとともに、本市においても、市内に流通する輸入食品の検査を実施し、安全確保に努めてまいります。</p>
<p>国に対して輸入食品の安全性確保の取組みについて、充実させることを要望していただくことに加え、市内に流通している輸入食品の安全確認検査も引き続き強化していただくことを要望します。</p>	
<p>残留農薬(ネオニコチノイド系)について調べて欲しいです。</p>	<p>御意見を頂いた検査につきましては、過去の違反の発生状況及び食品の流通状況や社会情勢を踏まえ、効率的、効果的に適切な検査を実施してまいります。</p>
<p>遺伝子組み換え食品が気になるので検査してほしい。</p>	

意見の要旨	京都市の考え方
<p>放射性物質の検査の継続と迅速な公表を引き続き要望します。</p> <p>なお、検査計画を見直す場合には、消費者等の声が反映できるようにしてください。</p>	<p>放射能対策につきましては、国の示す方針に基づき、生産地及び消費地で検査が実施されるなど、全国一体となって、食の安全安心の確保の取組が行われています。</p>
<p>生産地において放射能検査が実施されている中、消費地における検査規模の縮小や中止を検討してはどうですか？</p>	<p>本市におきましては、生産地等に留意して市内流通品の検査を実施しているところです。</p> <p>今後につきましては、国及び他自治体の動向に注視するとともに、市民の皆様の御意見も踏まえ、必要に応じた検査を実施し、引き続き、食の安全確保に努めてまいります。</p> <p>なお、放射能検査の結果につきましては、本市ホームページにおいて、随時、公表しております。</p>

### エ アレルギー対策

意見の要旨	京都市の考え方
<p>アレルギー表示に係る監視指導を強めてください。</p> <p>また、アレルギー検査については、義務表示の7種類に加え、表示が推奨されている20品目についても引き続き要望します。</p>	<p>本市では、平成25年度から食品のアレルギー物質検査を実施しており、適切な食品表示なされているかを確認することで、健康被害の発生の未然防止に努めているところです。</p>
<p>アレルギーに関する監視指導を充実させてほしい。</p>	<p>平成30年度においても、輸入食品、乳児用食品等の包装食品のみならず、ホテルやレストラン、給食施設等のアレルギー対応食も検査対象とし、アレルギー物質に関する情報提供について指導を行ってまいります。</p>

### オ リスクコミュニケーション

意見の要旨	京都市の考え方
<p>食の安全に関する不安解消のため、定期的な講習会の開催や、また、講習会を開催する消費者団体への助成等を考えてください。</p>	<p>食の安全安心を確保するためには、行政や食品事業者の取組のみならず、市民の皆様にも必要な知識を持っていただき、その重要性について理解を深めていただくことが不可欠であると考えます。</p>
<p>関係者による意見交換の機会が必要と考えます。</p>	<p>平成30年度におきましては、関係部局や同様の事業を展開する食品関係団体等との連携を図りつつ、市民の皆様と情報や意見を交換し、食品事業者の皆様を取組を知っていただく「食品工場見学会」や「体験型手洗い講習会」など市民参加型のリスクコミュニケーションを実施する他、目的や対象に応じた適切な啓発活動を実施してまいります。</p>
<p>店舗見学の他、本格的なリスクコミュニケーションの実施が必要である。</p>	
<p>取組にあたっては消費者行政分野や消費者団体と連携を図っていただきたい。</p>	<p>食の安全安心を確保するためには、市民の皆様、とりわけ、幼少期からの食の安全確保に関する意識の向上は非常に重要であると考</p>
<p>体験型の講習会は世代関係なく印象強いと思うので、効果的だと感じます。</p>	
<p>一般衛生管理を十分に啓発していただきたい。</p>	
<p>リスクコミュニケーション等で情報提供、意見交換等ができ、くらしの安心につながればと思います。</p>	
<p>小学生を含めた若年層に対して推進していくことは、重要だと思う。 小学校との連携も有効だと思う。</p>	

意見の要旨	京都市の考え方
<p>子供が何度言っても手を洗わないため、指導に苦慮している。効果的なリスコミを実施していただきたい。</p>	<p>えております。また、より理解を深めていただくためには、目的や対象に応じた取組が必要であると考えております。</p> <p>本市では、幼児や小学生等の若年層の皆様親しみをもって学んでいただくため、正しい手洗いや食品の取扱い方法等の食中毒予防対策を分かりやすくまとめた啓発動画を作成しております。</p> <p>他にも、夏休み期間に、本市衛生環境研究所において、小学生及びその保護者の方を対象とした、食中毒菌の観察や手洗い体験学習を開催するなど、お子様にも関心を持っていただけるよう、様々な取組を展開してまいります。</p>
<p>SNS等で正しい食の情報を発信するなどされてはいかがでしょうか。</p>	<p>SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は効果的な情報発信、伝達手段の1つと考え、食の安全・安心に関する知識等の普及に当たって積極的に活用してまいります。</p> <p>情報発信にあたっては、情報を受け取る側の特徴に応じて適切な情報媒体を組み合わせるなど、目的や対象に応じた効果的な啓発を検討してまいります。</p>
<p>市民は情報を求めているので、とても重要だと思います。</p>	
<p>大学生や20～40代の社会人への啓発方法が課題と思います。 電車内の広告なら目にする機会が多いのではないのでしょうか。</p>	
<p>啓発効果を高めるため、駅や大学、会社等、必ず目にする所にインパクトのある掲示をすることが必要だと考える。</p>	
<p>大学生への働きかけについて、食物に関係のある学科とコラボしつつ進めていくのも有効な手段かなと思います。</p>	<p>本市では、大学や専門学校の学祭等における模擬店の実施等の機会やインターネット等の媒体を活用しながら次世代を担う学生の皆様への食の安全安心に関する知識の普及に努めております。</p> <p>大学のまち・京都の特色を活かし、引き続き、大学との連携を図り、食の安全安心対策に努めてまいります。</p>
<p>健康食品について、消費者への啓発及び事業者への監視指導を強化していただきたい。</p>	<p>食の安全を確実に確保し、関係部局と連携を図り、啓発及び監視指導の強化に努めてまいります。</p>

#### カ HACCP及び京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度

意見の要旨	京都市の考え方
<p>事業者の衛生意識が高まり、食中毒等の発生が少なくなるのではと思う。</p>	<p>食の安全確保の一義的な責務は事業者の皆様にあります。</p> <p>京都では長い歴史の中で、調理方法等に知恵と創意工夫を凝らすことにより、食の安全が確立されてきました。</p> <p>本市におきましては、事業者の皆様による自主衛生管理を後押しするとともに、HACCPによる自主衛生管理の円滑な導入に資するよう、きめ細やかな取組を展開してまいります。</p>
<p>HACCPによる衛生管理の導入について、伝統的な食文化をお持ちの京都ならではの難しいお立場かと思いますが、誠実に進めておられる様子で少し安心しました。</p>	

意見の要旨	京都市の考え方
<p>優れた衛生管理をされている施設に対して「認定証」等を配布すれば良いと思います。</p>	<p>本市では、食品事業者の皆様の自主衛生管理を推進し、食中毒等の危害の発生を未然に防止することを目的として、自主的な衛生管理の取組を評価、認証する「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」を制定しております。</p> <p>認証取得施設につきましては、店頭での認証マップの掲示、本市ホームページでの情報発信により周知を図っております。</p> <p>平成30年度につきましては、国の動向を踏まえつつ、一般衛生管理の着実な実施やHACCPによる衛生管理の導入に資するよう、必要な見直しを検討してまいります。</p> <p>また、併せて、事業者の皆様が認証を取得する機運を高めるため、認証取得施設の皆様の取組を更に広く情報発信するなど、制度の更なる普及に努めてまいります。</p>
<p>講習会では、事業者団体と連携し、全ての事業者がHACCPによる衛生管理導入する必要性を理解してもらうことが重要と考えます。</p> <p>また、「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証」の見直しについても食品衛生法の改正を先採る形での検討が必要です。</p> <p>併せて、京都府との共同歩調をとること、消費者にもこれらの情報を発信することは、重要になっていると思います。</p> <p>「京（みやこ）。食の安全衛生管理認証制度」の見直しをするうえで、京都市内の食品関連事業者の実情をふまえた支援事業が必要です。</p> <p>また、消費者向けの学習会等の機会を設けるなど、積極的な情報提供が必要です。</p>	<p>京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度は、HACCPの考え方を一部取り入れ、食品等事業者による自主的な衛生管理の取組を評価、認証する本市独自の制度として、平成18年度に創設したものです。</p> <p>平成30年度につきましては、HACCP導入支援事業と併せて食品等事業者に本制度の活用を促し、更なる制度の推進に努めてまいります。更に、国の動向を踏まえつつ、一般衛生管理の着実な実施やHACCPによる衛生管理の導入に資するよう、必要な見直しを検討してまいります。</p> <p>また、併せて、本制度の普及を目的に、認証取得事業者の取組を広く消費者の皆様へ情報発信してまいります。</p> <p>なお、本制度は、原材料の仕入から製造・調理及び提供にいたるまでの全工程を対象とし、それぞれの記録が適切に行われているかを衛生面から評価し、「施設」を認証するものですが、京都府の「きょうと信頼食品登録制度」は、京都府内で生産又は製造される「食品」毎に登録を行い、品質面及び衛生面から評価する制度となっており、制度の対象が異なります。今後、HACCPによる衛生管理の制度化の動向も踏まえ、両制度の連携などについても、併せて検討を進めてまいります。</p>
<p>施設を改装する場合、事業者では賄いきれないほどのお金が必要だと思われます。</p> <p>京都市では助成金制度の設立など、事業者の取組を補助する施策は考えていますか？</p>	<p>HACCPによる衛生管理の方法は、事業者の皆様による自主衛生管理の取組の「見える化」を図ろうとするものです。</p> <p>HACCPによる衛生管理の取組を進めるに当たっては、必ずしも施設の改装が必要なものではなく、一般衛生管理の着実な実施など、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことが重要ですので、現在、国においても、業種ごとの手引書を作成するなど、支援事業</p>
<p>国の動向を見極めつつ、京都市に多い小・中事業者に対応した導入支援に努めてください。</p>	<p>業種ごとの手引書を作成するなど、支援事業</p>

意見の要旨	京都市の考え方
	<p>を積極的に展開していることから、本市におきましても、国の動向に注視しつつ、事業者の皆様が円滑にHACCPによる衛生管理を導入していただけるよう、監視指導や講習会等のあらゆる機会を利用し、きめ細やかな導入支援事業を実施してまいります。</p>

キ その他

意見の要旨	京都市の考え方
<p>海外からの観光客や留学生の多いことを踏まえ、ハラルへの対応・指導も考えてください。</p>	<p>食の安全を確実に確保し、関係部局との連携を図り、京都の魅力をより一層高められるよう努めてまいります。</p>
<p>もっと京野菜というのをアピールできるよう大きく表示するなど、工夫を凝らしたら？</p>	
<p>オーガニックマルシェや農家の手作りの美味しい産物に出会い味わう市も楽しみにしています。新しい経済の芽がうまれていくのを上手にサポートできる仕組みがあれば良い。</p>	
<p>周辺自治体での状況にも気配りし迅速な対応を期待します。特にチェーン展開されている企業で食中毒発生事案等が発生した場合は、その企業の展開先自治体とも協力し安心安全の確保に努めて頂きたいと思えます。</p>	<p>広域に渡る食中毒事案等が発生した際には、関係自治体との連携や情報共有を円滑に行い、本市のみならず、全国的な対応が可能となるよう努めてまいります。</p> <p>また、他自治体で食品衛生に係る事件が発生した際には、類似食品を取扱う市内の事業者に対し、直ちに立入検査を実施し監視指導を強化する等、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p> <p>なお、現在、国会において審議中の食品衛生法改正法案において、広域的な食中毒事案への対策強化として「広域連携協議会の設置」が示されており、法施行後は、厚生労働省等の関係機関との更なる連携強化を図ってまいります。</p>
<p>京都市の自主回収報告制度は事業者や市民の方々に十分浸透しているのでしょうか？</p>	<p>自主回収報告制度は、食品事業者の皆様が自主的に不良食品等の回収に着手された際に本市に報告していただく本市独自の制度として、平成22年度に創設したものです。</p> <p>報告内容は速やかに本市ホームページ等で情報発信することにより、事業者の皆様のご取組を推進し、当該品による被害の拡大防止に努めているところです。</p> <p>なお、現在、国会において審議中の食品衛生法改正法案において、「食品リコール情報の報告制度の創設」が示されていることから、今後、食品衛生法との整合も図りながら更なる周知、活用に努めてまいります。</p>